

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動ガイドライン

令和3年3月29日改訂

1.登校にあたって

- ・家を出る前に検温を実施し、体調不良の場合は外出しないこと。
- ・登校(外出)中に体調が悪くなった場合は、無理せず帰宅すること。
- ・不織布マスクを着用し登校(外出)すること。
- ・自動車通学において、友人が同乗する場合、互いに不織布マスクを着用するとともに、定期的な換気を徹底すること。

2.学内では

- ・不織布マスクを忘れた場合は、コンビニや大学生協で購入してから入構すること。
- ・生協等で不織布マスクを購入できない場合は、中央棟1階教務課にて購入すること。
- ・入館時、入り口にある消毒液で手の殺菌をおこなうこと。
- ・学内で体調が悪くなった場合は、速やかに医務室で処置を受け指示に従うこと。
- ・食事中以外は不織布マスクを着用し、使用したマスクはゴミ箱に捨てず持ち帰ること。
- ・こまめに手を洗うこと。
- ・人と会話する時は不織布マスクを着用したうえ、最低でも1メートル以上間隔を空け、大声を出して話さないこと。
- ・授業以外の時間では、常に人との距離を保ち集団にならないこと。
- ・廊下などでは不用意に立ち止まらず、長時間一定の場所に居ないこと。
- ・その日の授業が終わり、用事がない場合は速やかに帰宅すること。

3.授業に関して

【共通項目】

- ・必ず不織布マスクを着用し、発言する時も外さないこと。
- ・授業で使用するキーボード等は使用前に備え付けのペーパーで消毒すること。
- ・ディスカッションをおこなう場合は、密接にならないように注意すること。
- ・マイク等の備品を複数人が使用する場合は都度消毒すること。

【学生】

- ・不織布マスクを着用しない場合は授業への出席ができない。
- ・不織布マスクを着用できない特段の事情がある場合は、事前に教務課に相談すること。
- ・×がついている座席には着席しないこと。
- ・ヘッドホン(イヤホン)はできるだけ自分の物を持ってきて使用すること。やむを得ず大学のヘッドホンを使用する場合は、使用前に備え付けのペーパーで消毒すること。

【教員】

- ・教員は、学生が不織布マスクを着用しているか必ず確認し、着用していない学生がいた場合は着用を命じること。
- ・学生が不織布マスク着用の指示に従わない場合は、退室させること。
- ・教員は、教室毎に定められた例示に基づき換気をおこなうこと。
- ・教員は、学生がどの座席に着席したか必ず把握できるように、出欠確認はBIND.noteで行うこと。

4. 課外活動に関して

- ・課外活動ガイドラインの遵守を徹底すること。

5. 学内での食事に関して

- ・食事の前に必ず手を洗うこと。
- ・食事をする時は人と対面にならないよう着席すること。
- ・食事中は黙食を徹底すること。
- ・食器の共有や食べものの交換などはおこなわないこと。
- ・食堂は座席を制限しているため、お弁当等を持参した場合は、談話室などを利用し食事をとること。
- ・食事が終わったら速やかに片付け離席すること。
- ・食事以外の飲食に関しても上記に準ずること。

6. 学外では

- ・道や市の感染防止対策を守ること。
- ・感染リスクの高い5人以上の会食やカラオケ等の集まりは催さないこと、また参加しないこと。
- ・室内や車内など、狭い空間で長時間一緒にいることを避けること。
- ・不織布マスクの着用のほか、基本的な感染対策を徹底すること。